

1 ヶ月の医療費の自己負担限度額【国保】

R8.8.1～

70 歳未満	適用区分 ※1	総所得金額等●	1 ヶ月の自己負担限度額	多数該当 ※2	年間上限
	ア	901 万円超	270,300 円 + 1%加算 (※3 医療費が 901,000 円以上)	140,100 円	168 万円
	イ	600 万円超 901 万以下	179,100 円 + 1%加算 (※3 医療費が 597,000 円以上)	93,000 円	111 万円
	ウ	210 万円超 600 万以下	85,800 円 + 1%加算 (※3 医療費が 286,000 円以上)	44,400 円	53 万円
	エ	210 万円以下	61,500 円	44,400 円	53 万円 ※4
	オ	住民税非課税世帯	36,900 円	24,600 円	29 万円

●「総所得金額等」とは、世帯内のすべての国保加入者の総所得金額（収入総額-必要経費）から基礎控除（43 万）を差し引いた金額です。

・70 歳未満は、21,000 円以上の自己負担を 2 回以上支払った場合が合算対象です。

70 歳以上	適用区分	限度額 認定証 ※1	所得区分	1 ヶ月の自己負担限度額		多数該当 ※2	年間上限
				外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
	現役並みⅢ		課税所得 690 万円以上	270,300 円+1%加算 (※3 医療費が 901,000 円以上)		140,100 円	168 万円
	現役並みⅡ	必要	課税所得 380 万円以上	179,100 円+1%加算 (※3 医療費が 597,000 円以上)		93,000 円	111 万円
	現役並みⅠ	必要	課税所得 145 万円以上	85,800 円+1%加算 (※3 医療費が 286,000 円以上)		44,400 円	53 万円
	一般		住民税課税世帯	22,000 円 ※5	61,500 円 ※6	44,400 円	53 万円 ※4
	低所得Ⅱ	必要	住民税非課税世帯	11,000 円 ※7	25,700 円 ※6	24,600 円	29 万円
	低所得Ⅰ	必要	住民税非課税世帯 (年金収入 82.65 万円以下など)	8,000 円	15,700 円		18 万円

※1 マイナ保険証を利用されている方は申請不要です。

マイナ保険証を利用していない方は限度額適用認定証（低所得Ⅱ・Ⅰの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を交付します。

なお、現役並みⅢ、一般の方は申請不要ですので、病院等の窓口で適用区分をお伝えください。（適用区分がわからない方は役場にお問い合わせください。）

※2 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限に達した場合 4 回目から上限額が下がります。

※3 医療費が一定を超えた場合は、超えた分の 1%が加算されます。

※4 一部 41 万円の場合があります。

※5 外来の自己負担額の年間上限（8 月～翌年 7 月）は 216,000 円です。（低所得Ⅰ・Ⅱだった月も対象）

※6 過去 12 か月以内に「入院+外来（世帯単位）」の高額療養費を 3 回受けたときの 4 回目以降の限度額です。

※7 外来の自己負担額の年間上限（8 月～翌年 7 月）は 96,000 円です。（低所得Ⅰだった月も対象）